

令和8年1月  
境町建設農政部都市計画課

### 境町耐震改修促進計画の計画期間延長について

境町では、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に基づく境町耐震改修促進計画を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

市町村の耐震改修促進計画は、耐震改修促進法において、都道府県が定める耐震改修促進計画に基づき策定することとされており、都道府県の耐震改修促進計画は、国が定める「基本方針」に基づき策定することとされております。

現在、茨城県において、国から示された「基本方針」を踏まえた見直しを行うため、茨城県耐震改修促進計画の計画期間を1年延長し、令和8年度までとしております。これに伴い、境町耐震改修促進計画についても、令和7年度までとしていた計画期間を1年延長し、令和8年度までの計画とします。

次期「境町耐震改修促進計画」の策定については、国の「基本方針」及び茨城県耐震改修促進計画の内容を踏まえ、令和8年度以降に策定予定です。

#### 〈計画期間の延長〉

現行計画期間：令和4年度から令和7年度

変更後計画期間：令和4年度から令和8年度